

別府市上下水道局土木工事及び建築工事における週休２日工事实施要領

制 定 令 和 ７ 年 １ ０ 月 ６ 日

別府市上下水道局告示第３６号

（趣旨）

第１条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市上下水道局では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休２日の普及に向け、土木工事及び建築工事における週休２日工事を実施するものである。

（他の要領の例による週休２日工事の実施）

第２条 別府市上下水道局が発注する土木工事における週休２日工事の実施については、別府市土木工事における週休２日工事实施要領（令和７年別府市告示第３６２号）の例による。

２ 別府市上下水道局が発注する建築工事における週休２日工事の実施については、別府市建築工事における週休２日工事实施要領（令和７年別府市告示第３６３号）の例による。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、令和７年１０月１５日から施行する。

（適用区分）

２ この要領は、この要領の施行の日以降に発注を起案する工事について適用し、同日前に発注を起案した工事については、なお従前の例による。

（別府市上下水道局週休２日工事实施要領の廃止）

３ 別府市上下水道局週休２日工事实施要領（令和６年別府市上下水道局告示第１６号）は、廃止する。